



国立公園十和田湖 湖畔。火山の噴火によってできた水深327mの十和田湖。遊覧船に乗れば、湖上からの優雅な眺めを堪能できます（写真提供 秋田県鹿角市）

国民年金報

2011. 11. 5 November

Vol. 630

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
<http://www.nenkin.or.jp/>
E-mail: koho08@nenkin.or.jp
振替 東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円（税込・送料共）
（昭和34年3月30日第3種郵便物認可）

Contents

- 3 市区町村の声
新潟県燕市 鈴木力市長・保険年金課
3市町が合併し、人口約83,000人、就任1年半あ
まりの鈴木市長率いる燕市を取材した。
- 4 頑張る！ 年金事務所
高知西年金事務所
モチベーション維持向上のため、職場の美化運動
をとり入れている高知西年金事務所を訪ねた。
- 5 第39回 東京都年金受給者大会
大会レポート
5項目の大会決議が満場の拍手をもって採択され
た。
- 6 年金委員会レポート
埼玉県地域型年金委員会設立総会
千葉県国民年金委員会理事会
全国の地域型年金委員会の動きをご紹介します。

Topics

来年度から小中高で社会保障教育を開始

厚生労働省は10月11日、社会保障の教育推進に関する検討会（座長権丈善一・慶應義塾大学商学部教授）の初会合を開いた。同検討会では社会保障に関する教育推進の機運を盛り上げ、継続的・全国的に社会保障教育を推進する環境作りを、文部科学省と連携して行う。社会保障・税一体改革成案では国民の理解と協力を得ながら進めることとされており、次世代が社会保障制度の課題などを理解し、当事者意識をもって考えることの重要性が高まっている。具体的には「小中高校生それぞれのレベルで理解してもらう」社会保障の内容・知識を整理する「教育現場で役立つ副教材（パンフレット）を作成する」「その他、社会保障教育の推進に資する事項について検討していく」。

ねんきん定期便がはがきに

日本年金機構は、10月20日に開催した第五回お客様向け文書セミナー会議で「平成24年度ねんきん定期便」などを審議した。「平成24年度ねんきん定期便」は、記述内容を簡素化し、原則はがきタイプで送付する方針が示された。三五歳・四五歳・五八歳の節目年齢の人にはこれまで通り、封書タイプの定期便を送付する。はがき版「ねんきん定期便」は、平成24年4月からの送付をめざす。

日・スウェーデン社会保障協定 第一回交渉を開催

10月3日から七日、スウェーデンのストックホルムにて、日・スウェーデン社会保障協定（仮称）の締結に向けた第一回交渉が開催された。現在、日・スウェーデン両国からそれぞれ相手国に派遣される被用者等については、双方の社会保障制度への加入が義務付けられることによる社会保障料の二重払い等の問題が生じており、個人及び企業に大きな経済的負担となっている。同社会保障協定はこれらの問題を解決し、両国間の人的交流及び経済交流を促進することを目的としている。

社会保障の適用拡大に賛否両論

厚生省の社会保障審議会短時間労働者への社会保障適用等に関する特別部会（部会長 遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）は九月三〇日の第三回会合で、短時間労働者の実態を把握するため、独立行政法人労働政策研究・研修機構や雇用均等・児童家庭局からヒアリングを行った。

10月13日に行われた第四回会合では、社団法人日本フードサービス協会と日本サービス・流通労働組合連合にヒアリングを行った。日本フードサービス協会は、保険料負担増による外食企業への経営打撃とそれに伴う雇用の縮小、パートタイム労働者の多くが社会保障への加入を望んでいないことなどを理由に短時間労働者への適用拡大について反対を表明。一方、日本サービス・流通労働組合連合は、パートタイム労働者の均等均衡待遇の実現につながることを、適用拡大に賛同する意見を表明した。



問い合わせ
燕市分水地区観光協会
☎0256-77-7277

第70回 分水おいらん道中
平成24年4月15日（日）
午後0時30分～2時00分
午後3時00分～3時50分
大河津分水桜並木
地蔵堂本町通り
雪解け水が信濃川に溶々と流れ下るころ、日本橋の名所百選の地「大河津分水」ははのかの香りとともに桜色に染まります。毎年4月の第3日曜日、大河津分水桜並木で開催されるのが「分水おいらん道中」です。絢爛豪華な衣装に身を包み、70人ももの付き人を従えて道中を練り歩く3人のおいらん。高さ15cmの高下駄を履き、「外八文字」と呼ばれる独特の歩き方を披露するその姿は、多くの観客を魅了します。ぜひ、おいらん道中へお越しください。



お申し込みはインターネットから
JTB観光情報ナビ 検索
<http://jtbwallet.jp>
問い合わせ 燕市観光振興室
☎0256-92-2111

燕市の工場見学・体験ツアー
新潟県燕市は、江戸時代から続く世界に誇る「ものづくり」のまちです。体験・見学・食事と、もりだくさんの満喫ツアーをご用意いたしました。
① 鋳起銅器工房見学とピアタンブラー磨き体験
② ピアタンブラー磨き体験と金属洋食器工場見学
③ 気軽に参加 工場見学とシヨッピング
④ 江戸時代の名僧・良寛ゆかりの「国上山」を巡る
①③④：3月31日までの毎週火・金曜日出発
④：11月30日までの毎週水・木・土・日曜日出発

11月は「ねんきん月間」です

「ねんきん月間」の取組が決まる

厚生労働省と日本年金機構は協力して十一月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民に年金制度に対する理解を深めるため、公的年金制度の普及・啓発活動を展開する。

主な活動は、全国各地の市区町村役場、大学、老人ホーム、駅などで、年金事務所職員などによる年金出張相談を行っている。全国の年金事務所の取組みの詳細は、次の機構ホームページに掲載している（全国のブロック本部の取組みは下表を参照）。

http://www.nenkin.go.jp/new/topics/nenkingekan/2011/index.html

「わたしと年金」エッセイの受賞作品が決まる

日本年金機構は、この十一月の「ねんきん月間」にあわせエッセイを募集し、最優秀賞をはじめとする受賞作品を選定した。

広く国民から公的年金制度との関わりについてのエッセイを募集し、年金制度の意義や、公的年金制度と国民との結びつきなどについて一緒に考えていくことが目的。

今年度のテーマは「応募者が自身やご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて」で多くの作品が寄せられた。応募作品はそれぞれに素晴らしいもので、感動すら覚える作品も多く、国民の年金に対する関心の高さが伺えた。

なお、本誌では、最優秀賞、優秀賞の受賞作品を二回にわたって掲載する。

受賞された皆さまは次のとおり。

最優秀賞

青森県 飛嶋 様 五〇代 女性

優秀賞

静岡県 竹本 様 四〇代 男性

入選

長野県	堀部 様	七〇代	女性
千葉県	杉本 様	六〇代	女性
千葉県	森山 様	四〇代	女性
広島県	門田 様	三〇代	女性
福岡県	古池 様	一〇代	女性

「ねんきん月間」の各ブロック本部の取組み

ブロック本部	主な取組計画	実施時期
北海道	●札幌市内の大学構内において学生納付特例制度パンフレットの配付と制度説明 場所：①北海道大学 ②藤女子大学 ③北海学園大学 ④札幌大学 ●国民年金保険料免除制度に係る記事掲載依頼の実施 依頼先：北海道新聞社	11月中
東北	●被災市町村を管轄する年金事務所における年金相談会等の開催 場所：1. 宮古年金事務所と合同開催 ①大槌町 ②山田町 2. 一関年金事務所と合同開催 ①大船渡市 3. 石巻年金事務所と合同開催 ①東松島市 ②女川町 ③南三陸町 ●看護学校（第1学年生）で平成23年度授業計画（専門基礎分野「社会福祉」）内に年金制度を説明 場所：気仙沼市医師会附属高等看護学校	1-①11月22日(火) 1-②11月29日(火) 2-①11月22日(火)、 11月24日(木) 3-①11月8日(火) 3-②11月18日(金) 3-③11月25日(金)
北関東・信越	●特別支援学校（専門学校）に対する障害年金の説明とパンフレットの配付 ●障害者ワークフェア2011inさいたまにおいてブース出展及び年金相談会を開催 場所：さいたまスーパーアリーナ ●年金委員の研修会への参加並びに理事長表彰の伝達及びブロック本部長表彰を開催	11月中 11月22日(火)、 11月23日(水) 11月中
南関東	●大学構内における年金制度の周知を目的とした年金セミナーを開催 場所：東京女子医科大学 看護学部（新宿区） ●可搬型WMを使用した年金記録、及び年金見込額に関する相談会を開催 場所：開発総合センター大会議室（東京都大島町）	11月4日(金) 10：45～11：45 11月18日(金)
中部	●一日年金事務所として納付相談・年金相談の他、事務所全課の窓口対応を出張先で開催 場所：①名張市（津年金事務所と合同） ②伊東市（三島年金事務所と合同） ●ブロック管内に所在する大学を訪問し、大学のホームページから日本年金機構のホームページの「学生納付特例制度」ページへのリンクができるように依頼 ●大学から学生に対するモバイル端末への情報発信に国民年金制度案内（主に学生納付特例制度）を追加してもらうように依頼	①11月8日(火) ②11月22日(火) 10月～11月
近畿	●出張年金相談及び「ねんきんネット」チラシ及び制度周知用パンフレットを配布し、年金制度の普及・啓発活動を展開 場所：Q'sMALL（キューズモール）（大阪市阿倍野区）	11月15日(火) 10：00～16：00
中国	●老人保健施設及び総合病院施設の一部スペースを借用し、臨時年金相談会を開催 場所：各施設6ヶ所で実施（老人保健施設4ヶ所・総合病院2ヶ所） ●年金制度説明会の開催 （財産業雇用安定センターの中国5県各事務所が参集する会議の機会をとらえ、年金制度説明会を開催	11月2日(水)、11月9日(水)、11月16日(水)、 11月22日(火)、11月29日(火)、11月30日(水) 11月10日(木)
四国	●年金相談及び国民年金納付相談会を開催（高松西年金事務所及び善通寺年金事務所と合同実施） 場所：イオン綾川ショッピングセンター（香川県綾歌郡綾川町） ●ブロック管内の学校施設に赴き、学生等を対象とした年金制度説明会を開催（管轄年金事務所と合同実施） 場所：①徳島大学 ②愛媛大学 ③高知大学	11月17日(木)、11月18日(金)両日ともに 10：00～16：00 ①11月10日(木) ②11月24日(木) ③11月4日(金)
九州	●年金制度に加入しているという認識が低く、制度への関心も低い学生や生徒を対象に、福岡市内の大学や専門学校において学生納付特例申請書の受理や年金相談会を開催 場所：①中村学園大学 ②九州大学 ●福岡市内の専門学校に赴き、担当者等に対し学生納付特例制度や若年者納付特例制度等を説明し、生徒等への周知を依頼するとともに学生納付特例事務法人への協力依頼も併せて実施	①11月7日(月)～ 11月11日(金) ②11月14日(月)～ 11月18日(金) 11月中



最優秀賞

（日本年金機構理事長賞）

青森県 飛嶋さん（五〇代 女性）

私は、現在遺族年金を受給し働きながら生活をしています。

今さらながら年金の事を若い人達にもっと知ってほしいと思います。

年金は、老後にいただいて生活の糧にするだけではありません。子供と私は、遺族年金のおかげでなんとか生活ができています。

私の場合は、二九才の時に夫が突然不慮の事故で亡くなりました。

生命保険も入ってなく、労災保険も家族で経営している小さな会社の役員という事で対象になりませんでした。

夫が亡くなった時は妊娠中でした。悲しみの中、お腹の赤ちゃんに蹴られて思ったものです。「この子はちゃんと無事に産もう。」と。

でも、そう思えば思うほどに子供を一人で育てる事の不安が襲って来ます。そ

の頃は、遺族年金の事を知らずして生活をしていました。

赤ちゃんが生まれてしばらくした頃に役場の方からお知らせをいただきました。子供の分と合わせて月に八万弱いた

だけのようです。まだ働けない私にとってほんとにありがたい事でした。

周りの人のお世話になりながら生活をしてきましたが、「おむつ」も「ミルク」も

もいたいた年金で買う事が出来るのです。感謝しかありません。

子供が小さい時は内職をしました。その後は働きながら職も生活環境も変わる事もありましたが、この年金受給が支え

となり生活して来られました。ある年の正月の事です。甥っ子にお年玉をあげると、私からはもらえないと言

います。「なんで？」と聞くと我家に「お父さん

がない」と言います。

甥っ子の成長に驚かされ、そのやさしさを感じながら小さい子に気を遣わせていたのかと思うとうれしやら情けない

やら……。そこでパッと私の頭にうかんだのが、「お父さんの給料」という言葉です。

さっそく「心配しなくてもいいよ。お父さんからちゃんと給料が届いているし、私も働いているから。」と話し、お年

玉をあげる事が出来ました。この事があってから私の気持ちが変わ

りました。年金をもらっている事を人に言うのが心苦しい気がしていたのですが、主人

からのお給料だと思ふと何やら主人が生き

ている様でうれしい気持ちになるのです。お父さんありがとう。

おかげ様で今は子供も成人しております。まだ仕事が決まらずアルバイトを

しておりますが、二〇才を過ぎているので国民年金を納めなければいけません。

私共の生活は決して楽ではありません。

ん。ですが、遺族年金をいただき助けてもらった事を思うと納めない訳にいきません。がんばって納めています。

年金には保険という文字がきます。若い人の負担が増えると言われており申し訳なく思いますが、きっと行政が改革

してくれることと思います。助け合いの気持ちでぜひ若い人達も希望をもって年金納付していただきたいと思

います。老後の年金・遺族年金・障害年金などあると思いますが、自分のためと愛する

家族の為にも年金制度は大切だと思

います。私にとって毎回いただける年金は心の支えです。

私達家族が生活できたのは、周りの人の助けと年金制度のおかげだからです。

文章を書くのは得意ではありませんが、感謝の気持ちを伝えたくて書かずに

いられません。この制度がより良い方向に改善され安

心して生活できる場を作ってほしいと思

つとむ

新潟県燕市

鈴木力 市長



「日本一輝くまち・燕市」をめざして

二〇〇六年に三市町が合併して、現在人口が約八万三〇〇〇人の燕市。就任して一年半あまりの鈴木市長のもと、産業のみならず商業、観光、教育、農業などあらゆる分野で振興を図り、「日本一輝くまち・燕市」をめざしている。

燕市といえば金属洋食器の製造で世界的に有名。また、ゴルフクラブのヘッドや、ビールの泡立ちが良いと人気の金属製ビアタンブラーなども製造している。ビアタンブラーは高度な研磨技術を要し、航空機の翼の研究も燕市で行なわれているという。

そんな燕市が目標とするのは、「日本一輝くまち・燕市」をつくること。その施策の一番の柱がやはり「産業の振興」だ。「産業が市に税収をもたらすし、



で一番輝いているものを観る。燕市で一番輝いているものといえば産業ですから、工場見学でビアタンブラーの磨き体験をするのもいいかと（市長）。

産業振興が年金の安定にもつながる

今年、高齢化率が下から四番目で若い人の割合が高い。「若い人がより住みやすい地域社会をつくるためにも、次世代に負担を負わせない年金改革が必要

だと思えます」（市長）。燕市では「子どもの育成」も重要な施策。幼稚園と保育園、小学校、中学校で主に朝の一分間、集中力を養う学習を行っている。

国年担当者から

燕市の保険年金課の年金担当職員は全四人で、その内一人が一〇月初旬から一定期間研修で地元のホテルに派遣された。これは「地方分権の時代、自ら課題を見つけ政策をつくる能力を職員に身につけてもらうため」と市長が一〇月から始めた制度だ。

同課で最近多い相談は、障害基礎年金に関して。初診日の聞き取りなどに時間がかかり、一回で終わらないこともある。そうしたなか心がけているのが、親切丁寧な対応とわかりやすい説明だ。「市長も常に『市民目線』で言っていますし、相談窓口は市の顔ですから」と同課年金医療係の近藤広之さん。役所言葉を使わないようにも努めている。「ただ、制度を正確に伝えようとすると、行政用語を使わなければいけないときもあって難しいですが」（同）。

「市役所から年金事務所へ行く

福祉の基盤づくりや年金の安定にもつながりますからね」と鈴木市長は言う。海外・国内市場とも縮小している状況下、いままある産業だけでなくさまざまな産業の創出や市場開拓も必要だ。市は企業に新製品・技術の開発や販路拡大のための費用を補助している。

このほか、燕という市名にちなみ、東京ヤクルトスワローズと連携もしている。公式戦のヒーローインタビューでは選手が燕市のプレートを手を持つことで、燕市PRの絶好の機会だ。

また、市民からの寄付等でつくる「子ども夢基金」も創設した。基金の使い道はスポーツで全国大会に出場した小中学生の旅費等を補助するもので、今後拡充を検討している。「とにかくその子の夢ややりたいことを応援するという趣旨。どんなことも応援するという点は、前述した企業への開発・販路拡大費の補助にも共通します」（市長）。

新潟県燕市 市民生活部保険年金課

親切丁寧でわかりやすい説明



後列左から塚原新一課長補佐、小林金二郎保険年金課長、近藤広之主任
前列左から松宮由佳さん、眞保佳奈恵さん

て、必要書類をとりもたせられたり、また市役所に来てとなると相談者に申し訳ないので（同）。
一番大変だったのは年金記録問題が浮上したとき。「年金はもらえるのか」という問い合わせがたくさん来た。テレビで付加年金について取り上げると、付加年金に関する相談が増えるなど、メディアの影響も大きい。また、二〇代の相談者は年金を遠い話のように感じているが、五〇～六〇代の人は年金をもっと知りたい様子で、世代により反応の違いもある。「本当なら、子どものころから年金の知識を普及し、関心を持ってもらうことが必要かと」（同）。

度重なる制度改正に対応するため職員研修の機会ももっとほしい。「本を見て窓口に出るの繰り返しのみでは職員もわかりにくいので。ただ、三号問題の際は、研修を受けた後に方針が変わって参りました（苦笑）」。



年金事務所

モチベーションを上げるための組織としての運営を心がける

佐藤所長は所内のモチベーションの維持向上に職場の美化運動を取り込んだ。全職員がこの運動に何らかの関わりを持ち初期の目的は達成されつつある。民間出身所長の事務所運営方法を聞いた。



高知西年金事務所(高知)

「坊さんカンザシ買っを見た」と歌にも名高い播磨屋橋の電車停留所から土佐電鉄伊野線で一五分、蛸橋という停留所でチンチン電車を降りると高知西年金事務所はすぐだ。職員数は正職員、特定職員、アシスタントを含め四三人。正職員を入れると職員は四種別となる。

職場への帰属意識、仕事にたいする使命感も微妙に異なっているに違いない。



職場の美化運動に全職員が何らかの関わりを持つのがミソ

民間出身の佐藤晋一所長はどのように所内を掌握し、モチベーションを高めているのだろうか、今回はそのへんから話を伺うことにした。佐藤所長が気をつけているのは意外にも「きれい化運動」と称する職場の美化



佐藤晋一所長

「マネジメント能力の欠如とヒューマンスキルの未成熟」この印象はつまるところ中間管理職のマネジメント能力の欠

如によるものではないかというのが佐藤所長のみだ。さらその背景にはコミュニケーション(意思疎通)能力、ネゴシエーション(交渉)能力といったヒューマンスキルの未成熟が見られた。「例えば」と佐藤所長は「民間ではサービスにお金です。サービスがまずければ売上が減る、売上が減れば給料が減るといのが常識です。が、そういう認識が旧社会保険庁時代には乏しかったのでは」と手厳しい。

今後、佐藤所長が力を入れて行きたいと思っているのが広報。新聞やテレビなどのマス媒体で年金のことをとりあげることに非常に多いが、年金のマイナスイメージを払散させているだけというのが大半だ。世代間扶養という年金制度の本質を広くアピールして国民の皆さんに知ってもらいたいというのが佐藤所長の本音の願いだ。

もうひとつ佐藤所長がやるようとしているのは組織の強化。きちんとしたスキルのある人が安心して働ける職場にしたい。そのためには業務量にあった人員配置が不可欠です。そして適正な人員配置のためには民間に任せられる部分、例えば総務部門や相談業務、事務所内の案内業務などはアウトソースしてもいいのではないかと考えている。

三橋公司適用調査課長は徳島県の阿波半田年金事務所の国民年金課長から一〇月に就任。適用調査課は庶務も担当するが現在は庶務専任で一名体制。「庶務の仕事は専任ですか、課員で分散するか検討中」とのこと。未適用事業所については「家族だけで会社をやっていたり、社長が六〇過ぎで「代替わりして息子の代になれば加入する」といわれたり、正直、事業所を回

年金制度の本質を広く国民に知ってもらいたい

務所全体を「組織として」運営していきけるようにならなければと言っている。研修も接遇、コンプライアンス中心に行っているが、例えば接遇の基本は「語先後礼」。「いらっしゃいませ」と声をかけた後、お辞儀をするという意味だそうである。

未納対策に特効薬はない 人材の育成が焦眉の課題

平川正通副所長は昨年一月に愛媛県の今治年金事務所から高知西年金事務所へ異動、今年一〇月から現職。記録問題はほぼ山を超えたと見る平川副所長は「本庁のキャリア、ノンキャリア、県の保険課(社会保険事務局)職員、事務所職員といった四層構造は急速に解消はかかっていません」とのこと。愛媛県人の平川副所長にとって高知県人の印象は「いや、おもしろくない」。

研修は年一回開催しているが、「新人にとっては研修会を受けただけでは実務は難しいので新人対象の実務的な研修を検討する必要があります」と語る。松田まり相談室長は「複雑になりすぎた年金制度をわかりやすく国民の皆様にお伝えするためにも新しい人材を育てていくことが課題です」と人材の育成が年金機構にとって焦眉の課題と指摘する。また人事評価のやり方も「同じ物差しでは無理があるように思う。やり方を変えていかなければ」という。相談室のメンバーも常に自分の情報が古くなっていないか、解釈が間違っていないか検証が必要という。そこで毎朝、朝礼の後で事例検討会を開催、それとは別に勉強会を月一回開いているという。

ねんきん月間の取組み

- ・市町村での年金相談会
 - ①須崎市 11月9日(水)
 - ②津野町 11月29日(火)
 - ③仁淀川町(2箇所) 11月10日(木)、11月30日(水)
- ・大学等での学生年金相談会
 - ①高知大学 11月4日(金)
 - ②高知リハビリテーション学院 11月8日(火)
- ・納付相談会
 - ①土佐市役所 11月15日(火)
 - ②佐川町役場 11月21日(月)
 - ③越知町保健福祉センター 11月22日(火)
 - ④四万十町役場 11月25日(金)
 - ⑤須崎市役所 11月28日(月)
- ・高知放送・新聞社での年金相談会 11月中

第二九回東京都年金受給者大会が開催される

一〇月一九日、新宿区立新宿文化センター大ホールにて、約五五〇名の会員が参加し、第二九回東京都年金受給者大会が盛大に開催された。



本大会を主催する東京都年金受給者協会は、公的年金受給者ならだれでも入会できる会として、会員相互の親睦と福祉の向上を図る活動と公的年金制度充実の発展に寄与することを目的とした、会員数約二万八千名を擁する団体である。大会の開催にあたっては、(社)全国年金受給者団体連合会、(財)厚生年金事業振興団、(社)日本国民年金協会、(財)東京社会保険協会、東京都総合厚生年金基金協議会が後援している。

大会第一部では、真屋尚生会長の挨拶に続いて、事業経過報告と来賓祝辞があり、その後「誰もが信頼できる安定した年金制度の確立を強く要望する」

「年金の給付水準と実質的価値の維持を強く要望する」「年金受給者への各種課税の撤廃を強く要望する」「医療・介護に関わる高齢者の負担を軽減するよう強く要望する」「社会保険関連諸制度の改善への積極的な取り組みを強く要望する」の五項目の大会決議が、満場の拍手をもって採択された。

大会第二部の受給者の集いでは、日本大学応援リーダー部によるチャリティー・ダンス演技と東京都青少年・治安対策本部総合対策本部対策課による振り込み詐欺撲滅防犯講話や、商品券、宿泊招待券などが当たるお楽しみ抽選会が行われ、盛況のうちには大会は終了した。

世界的な経済状況の激変によって日本経済が停滞を続ける中、少子高齢化は深刻の度を深め、年金受給者のみならず、すべての国民にとって大変厳しい状況が続いております。とりわけ、限られた年金収入を生活の柱としている多くの年金受給者は、税制改正や介護保険料等により年金が目減りし、生活に大きな不安を感じております。

我々年金受給者としては、この生活不安を解消するため、長期的な視点にたった持続可能な「安定した年金制度」の確立を強く望むところであります。

早急に社会保障制度の円滑な運営を確保するため、より一層の対策が講じられるよう要望するものであります。

日本年金機構は、被災された方々の支援の一環として、当機構職員を現地に派遣し、年金相談窓口を開設してまいります。年金制度をご説明し、ご理解いただくことにより、少しでもお役に立ち、生活の不安を取り除くことを心掛けてまいります。

こうした支援を通じて、私も、我が国の年金制度が国民の生活を支える柱として大きな役割を果たしていることの認識を新たに致しました。しかし、少子高齢化が進む中で、年金をはじめとする社会保障制度全体を持続可能なものとしていくことは、これからの我が国の社会の在り方にかかわる極めて重要な課題です。

このような中、日本年金機構は、「国から委任・委託を受け公的年金にかかる二連の運営業務を担う組織」として、「年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努める」ことを理念の中にかかげております。

また、年金受給者の生活基盤であり、公的年金水準の引き上げ、さらには高齢者医療制度の改革等、最も重要な社会保障制度全般に亘る改善要望について、私たちが会員の、真の声を国政の場に直接伝達するため、活発な陳情活動などを、全国規模で展開して参りました。

しかしながら、世界的な経済状況の激変によって、百年に一度とも言われる世界同時不況に陥っており、さらに過日の、東日本大震災の影響を受け、日本経済も益々厳しい環境にある中において、人々の生活や雇用など様々な分野に打撃を与え、これからの先行きに不透明な状態が、まだまだ続くことが予想されます。

私どもが願いますのは、社会保障制度に対する国民の信頼の確保と、特に、年金制度に対する国民合意の形成ということです。すなわち、公的年金制度が長期的に安定、かつ健全に運営され、老後生活に希望の持てる年金制度を構築することが極めて重要です。

こうした問題に対処するためには、全国年金受給者の一層の結束が必要です。

どうか、本日も集まりの皆様方におかれましては、こうした状況をもう一度ご確認のうえ、数はお力といたしますが、一人でも多くの年金受給者の方々を、私どものお仲間にお誘いいただき、強力な組織をもって、社会保障制度の改善、並びに会員の福祉の向上を図るための活動を、積極的に推進していかねばならないと思っております。

挨拶
真屋尚生
会長

祝辞 日本年金機構 十菱龍
南関東ブロック本部長

祝辞 (社)全国年金受給者
団体連合会 若杉史夫会長



真屋尚生会長

「年金図書」平成23年度改訂のご案内 好評発売中

国民年金ハンドブック (平成23年度版)
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。

年金相談の手引 (平成23年度版)
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。

年金相談AからZ (平成23年度版)
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。

現場力を高める!! **年金相談Q&A** (平成23年度版)
Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。

国民年金法総覧 (平成22年4月版)
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 **社会保険研究所**
東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

埼玉県地域型年金委員会 設立総会が開催される

十一月一日、さいたま共済会館にて埼玉県地域型年金委員会の研修会ならびに設立総会が開催された。

研修会

研修会冒頭、埼玉県内八カ所の年金事務所長が挨拶し（川越年金事務所長は欠席）、代表事務所の浦和年金事務所桑島所長が「日本年金機構が発足して一年一〇カ月が経過しましたが、年金委員の皆様は支援事業を行って頂くことができなかったという実態があります。その点は大変申し訳なく思っており、これまでのご不満など多々有ると思っておりますが、本日より『年金委員活動が始まる』といういきりでお話ししたいと思います」と挨拶の言葉を述べた。

その後、浦和年金事務所国民年金第一課の松波丈氏より「国民年金制度」について、厚生労働省年金局が作成した「平成二三年度年金制度のポイント」に即して解説があった。



研修会風景



平塚宗臣会長

金機構として全面協力し、できる限りの協力をしたい」との挨拶に続き、

引き続き、浦和年金事務所お客様相談室の小串寿克氏による「高齢基礎年金制度」についての講義が行われた。よくある相談の中から「年金を受給できるか」「年金をいつからどれくらい受給できるか」「繰上げ・繰下げについて」の解説があった。

設立総会

設立総会では、開会に先立ち高辻二郎設立準備委員会代表から「年金制度が抱えるあらゆる問題がある中、年金委員としてひとりでは活動に限界があり、みんなで協力しながら団体として組織として活動したい」という声が大変大きくなってきたことから、設立準備委員会を立ち上げ、さまざま検討を重ねてまいりました。幸いなことに日本年金機構と日本国民年金協会からご協力とご支援をいただき、本日設立に向けての審議を行うまでに至りました」との挨拶があった。

（社）日本国民年金協会の河野専務理事から「日本年金機構にも協力をしていたら、年金委員としての組織立った活躍を期待しています」と挨拶があった。



設立総会

その後、埼玉地域型年金委員会の発足に至る経緯を横関委員が報告した。承認までの仮議長を高辻代表が務めることとなり、第一号議案「埼玉県地域型年金委員会規約及び運用規程」が説明され、全会一致で承認された。これによって、埼玉県地域型年金委員会の設置が承認され、発足が宣言された。

また、「本日私たちは民間協力員という立場で、新たな年金委員会の第一歩を踏み出すわけですが、当面の活動は年金委員の数を増やすことと活動の環境を整えることだと考えている。年金機構、市区町村、地元自治会等と連携をよく図りながら進めていきたい」と挨拶した。

宮本副会長は会長に代わり、真下英明氏と宮本貴永氏を監事に指名した。監事の決定を審議した結果、承認された。

千葉県国民年金委員会 理事会を開催

千葉県国民年金委員会（岩瀬侑夫会長）は一〇月一八日、千葉市内で第六回理事会を開催した。岩瀬会長、戸村憲二千葉年金事務所所長の挨拶の後、議事に移り、最初に組織の充実強化について、年度前半期における事業実施結果報告がなされた。

年金委員への就任呼びかけ、委員の確保では四名の新規加入があったが、死亡者、辞退者が三名あったため、純増は一名に止まった。また、千葉年金事務所との共催で年金委員研修会を実施したほか、年金事務所との意見交換は、千葉年金事務所と実施した。

読売新聞の取材に協力し、二年金委員活動及び学校教育活動の

実情周知」が、八月三〇日付け読売新聞夕刊に掲載された。

年金委員が個別に活動した事業では、公共機関への「年金広報」の設置・掲示要請では君津市中央図書館、畑沢公民館、波岡公民館、茂原市役所、年金事務所茂原分室、東部三文化会館、茂原市民センター・中央公民館への配布、掲示が実現した。また、いすみ市新田地区では三二戸に「年金広報」が毎月、個別配布されている。

年金教育事業としては、県立白井高校で十一月七日、学生を対象として年金制度の啓発を目的とした年金教育を実施することになっている。

国民年金にゆとりをプラス。 自分で入る公的な個人年金。

老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
 - ◎掛金は自由に設定。
- ※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からトク

- ◎基本は終身年金。だから、一生お受取り。
 - ◎万が一の時にはご家族に一時金も。
- ※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。（B型を除きます。）

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。



ご相談・お問い合わせ・資料請求は
フリーダイヤル 0120-65-4192
※地域によっては携帯電話からはつながりません。

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。
くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp

国民年金よくある質問

Q. 老齢基礎年金の振替加算とはどのような場合に加算されるものですか。

厚生年金保険などの被用者年金制度の加入者の被扶養配偶者も、国民年金に加入して資格期間を満たしていれば六五歳から本人名義の老齢基礎年金を受けられるようになります。その場合、配偶者に支給されていた加給年金額は、被扶養配偶者が六五歳に達すると打ち切られます。しかし、被扶養配偶者が昭和六一年四月一日現在で二〇歳以上の場合には、任意加入していなければ国民年金の加入期間が短いために、年金額が低くなってしまう。

この低額となる年金を補うため、加給年金額として支給されていたものを老齢基礎年金に振り替えて加算しようとするのが振替加算です。

振替加算は、老齢厚生年金または一級・二級の障害厚生年金の配偶者加給年金額の対象者となっていた人が、六五歳になって自分名義の老齢基礎年金を受けられるようになったときから加算されます。

ただし、老齢基礎年金の受給権者自身が、厚生年金保険の被

保険者期間が二〇年以上あるか中高齢者の特例期間（一五～一九年以上）などに該当するため、老齢厚生年金が受けられる場合や、加入期間が二〇年以上あるなどの特例に該当して退職共済年金を受けられるときは、この振替加算は加算されません。

また、老齢基礎年金の受給権者自身が、障害基礎年金や被用者年金制度の障害給付などを受けられるときは、振替加算は支給停止されます。

振替加算の金額は、加給年金額を基準とし、大正一五年四月二日から昭和二年四月一日までに生まれた人に二七、〇〇〇円（月額一八、九一六円）が加算され、以後生年度に応じて減額されることになっています。

平成三年度に六五歳に達する昭和二年四月二日から昭和二年四月一日までに生まれた人には一〇六、〇〇〇円（月額八、八三三円）、昭和六一年四月一日に二〇歳に達していた昭和四〇年四月二日から昭和四一年四月一日までに生まれた人には一五、二〇〇円（月額一、二六六円）加算されます。

昭和四一年四月二日以後に生まれた人には、原則として満額の老齢基礎年金が支給されますので、この振替加算は加算されません。

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています。http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/。会員のみならず向けであるこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

厚生年金よくある質問

Q. 老齢厚生年金にも繰上げ支給があるようですが、繰上げ支給の老齢厚生年金について教えてください。

繰上げ支給の老齢厚生年金は、平成一二年の法律改正によって設けられました。これは、六〇歳前半の報酬比例相当額の老齢厚生年金の支給開始年齢が、生年月日に応じて六一歳から六五歳に引き上げられたことに伴って設けられたものです。

六五歳まで老齢厚生年金が支給されない人

男子で昭和三六年四月二日以後に生まれた人または女子・坑内員・船員で昭和四一年四月二日以後に生まれた人は、六五歳に到達するまでは定額部分も報酬比例部分の年金も支給されません。これらの人たちは、六〇歳から六五歳に到達するまでの間に、繰上げ支給の老齢厚生年金を請求することができます。この繰上げ支給の老齢厚生年金の金額は、繰上げ支給の老齢基礎年金と同様に、本来の年金額に対して、繰り上げる月数に応じて一月あたり〇・五割ずつの割合で減額された年金額となります。

支給開始年齢が六一歳から六四歳までの人

男子で昭和二八年四月二日から昭和三六年四月一日までの間に生まれた人または女子で昭和三三年四月二日から昭和四一年四月一日までの間に生まれた人は、報酬比例相当額の老齢厚生年金の支給開始年齢（特例支給開始年齢）が、生年月日に応じて六一歳から六四歳までに引き上げられます。これらの人たちは、経過的に六〇歳から特例支給開始年齢に到達するまでの間に、繰上げ支給の老齢厚生年金を請求することができます。

この経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金の金額も、本来の年金額に対して、繰り上げる月数に応じて一月あたり〇・五割の割合で減額された年金額となります。

この経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する人の場合も、老齢厚生年金と同時に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することになります。

この場合、老齢基礎年金の繰上げの仕方は、次の障害者・長期加入者等の場合を除いて、六五歳まで老齢厚生年金が支給されない人の場合と同様に全部繰上げとなります。

障害者・長期加入者等の場合

三級以上の障害等級に該当する障害者、厚生年金保険に四年以上加入した長期加入者として坑内員・船員の場合には、定額部分と報酬比例部分とを合わせた額の老齢厚生年金の支給開始年齢が、六一歳から六四歳（特例支給開始年齢）に引き上げられます。これらの人も、特例支給開始年齢に到達する前に繰上げ支給の老齢厚生年金を請求することができます。

この障害者・長期加入者等の場合には、報酬比例部分の年金額（繰り上げる月数に応じて一月あたり〇・五割の割合で減額されたもの）のほかに、定額部分も支給されることになっています。この定額部分については、老齢基礎年金と一体で繰り上げることになります。

つまり、障害者・長期加入者等の場合には、定額部分と老齢基礎年金をあわせた額が、繰り上げる月数に応じて一月あたり〇・五割の割合で減額されたものとなります。したがって、この場合には、老齢基礎年金の支給額は全部繰上げの場合と比べてさらに減額されたものとなり、そのために一部繰上げと呼ばれます。また、定額部分は、減額されて支給され、繰上げ調整額と呼ばれます。

なお、この障害者・長期加入者等の場合には、六五歳に到達すると繰上げ調整額は支給停止され、その代わりに老齢基礎年金に繰上げ加算額が加算されることとなります。これによって、六五歳以後は、老齢基礎年金の額は、全部繰上げの場合と同様の額が支給されることとなります。

三級以上の障害等級に該当する障害者、厚生年金保険に四年以上加入した長期加入者として坑内員・船員の場合には、定額部分と報酬比例部分とを合わせた額の老齢厚生年金の支給開始年齢が、六一歳から六四歳（特例支給開始年齢）に引き上げられます。これらの人も、特例支給開始年齢に到達する前に繰上げ支給の老齢厚生年金を請求することができます。

いつ起きるかわからない、いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて—— 地域住民のための防災対策パンフレット&リーフレット



地震に備えるポイントが1冊でわかるパンフレット
地震に備える ●平成23年5月発行
地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円＋税）
監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。
災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツキとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？
大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める工夫などを解説。



イザというとき！
覚えておきたい応急手当と救命手当
けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）
監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

*名称刷込み（スミ1色）をご希望の場合は、21,000円（税込）で申し受けます。
ご注文・お問い合わせは—— 年友企画(株)
〒101-0047 東京都千代田区神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
<http://www.nen-yu.co.jp>



加入期間が数年足りず年金が受けられないときは

二〇歳から六〇歳になるまでの四〇年間、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、六五歳から月額六五、七四二円の老齢基礎年金が支給されます。

「老齢基礎年金を受け取るのに、加入期間が数年足りなかった」といった深刻な話を耳にすることがあります。

老齢基礎年金を受け取るためには、二五年以上公的年金制度の保険料を納めた期間が、国民年金の保険料を免除された期間であることが必要ですが、この二五年にはいわゆる「カラ期間」(合算対象期間)も含まれることになっていきます。

ここで大切なのが、この「カラ期間」を確認することです。

カラ期間とは

カラ期間は、上記の二五年の資格期間に算入されますが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、通称「カラ期間」と呼ばれます。

このカラ期間の主なものは、原則、昭和三十六年四月以後の二〇歳以上六〇歳未満の期間で、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった次の期間などになります。①昭和六一年

「カラ期間」をご存じですか

三月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者、②平成三年三月までの学生、③海外在住の日本人。また、昭和六年三月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

本人の申出が必要です

ただし、これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、

日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として、ご本人の申出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、二五年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間をもっているとされる方は、年金事務所または市区町村役場の担当窓口はその旨を申

し出て相談してください。

カラ期間がない方は

カラ期間がないために二五年の資格期間を満たせない方は、六〇歳から七〇歳になるまでの間に、国民年金の任意加入者になることもできます。この場合の保険料の額は、一般の第二号被保険者と同様、平成三年度は月額二万五、〇二〇円となっています。ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、ご注意ください。

任意加入についても、年金事務所または市区町村役場の担当窓口にご相談ください。また、年金の相談については、

視点 観

コラム

交差点の風景。信号が青になると待っていた歩行者や自転車が一斉に横断歩道を渡っていく。

ありふれた光景だが、しかしこれはあってはいけない光景かも知れない。実は自転車に乗ったまま横断歩道を渡ることは原則違法であり、道路交通法で三カ月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に値する行為なのだ。もちろん自転車を降りてから押して渡れば問題ない。そんな馬鹿などと思われるか

弱者か強者か

も知れないが、実際取り締まりが行われているかどうかはさておき、道交法上は歴然とした違反行為だ。

考えてみればこれは不思議ではない。横断歩道はその名の通り歩行者のための区画。一方、自転車は車両であって歩行者ではないのだから。道路交通法上、自転車は「軽車両」として扱われ、広義では自動車と同じ車両に位置づけられている。

さて、このたび警察庁が自転車の歩道走行を大幅に規制する方針を固めたという。そのことについて様々な議論が飛び交っているようだが、今述べたような道交法上の整理からすると、自転車が歩道を走行すること自体が原則から

はずれていることになる。

現在は幅二メートル以上の歩道については自転車の走行を例外的に認めているが、これを幅三メートル以上に限定し、更に自転車の車道通行原則を徹底するという。

その背景には自転車の乗り手のマナー違反が目につくという現状がある。歩行者一人がやっとの歩道を駆け抜ける、大勢の歩行者の中を縫うように猛スピードで走り去る。その結果、衝突して歩行者を死亡させる事故も頻発している。

原則に立ち戻った対策がとられることは歩行者保護の観点からやむを得ないだろう。歩行者に対して自転車は圧倒的な強者なのだから。

しかし、自転車は車道を、

となると状況は一変する。今度は自転車は自動車に対して弱者の立場に立つことになる。警察は車道上の弱者対策のための環境整備をきちんとすることが今回の措置を行う大前提となる。

自転車の乗り手もイヤフォンで音楽を聴きながら、あるいはケータイで話しながらなどといったことがいかに命知らずの行為かということがきちんと学習せねばならない。自転車の乗り手への啓発。これをうまくやっていかないと大きな混乱と事故が続発しそうな予感がするが、それを果たした上でできる限り無法な自転車乗りを歩道から追放して弱者たる歩行者が守られるような体制を作ってほしいものである。

電話による「ねんきんダイヤル(〇五七〇・〇五・二六五)」を利用することもできます。

また掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

社会保障給付費が過去最高に

国立社会会保障・人口問題研究所は、平成二年度の社会保障給付費を発表した。

平成二年度の社会保障給付費は九兆八、五〇七億円、前年度より五兆七、六五九億円増(対前年度比六・一%増)。国民所得は三三九兆二、三四億円(同三・六%減)。社会保障給付費の占める割合は二九・四四%

(同二・七%)だった。国民一人当たりの社会保障給付費は七十八万三、一〇〇円(同六・三%増)となった。

社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「医療」が三〇兆八、四四七億円(同四・二%増)で総額に占める割合は三〇・九%、「年金」が五兆七、二四六億

円で五二・八%(同四・四%増)、「福祉その他」が二兆二、八二四億円(二七・三%(一五・八%増)となった。このうち介護対策は六・七%の伸びとなった。

収入総額は二兆八、三三六億円。項目別割合をみると「社会保障料」が五兆四、二六億円、収入総額の四五・五%を占め、次に「公費負担」が三兆九、七三九億円(三二・二%を占めた。対前年度伸び率をみると、「社会保障料」が三・五%減少したが、「公費負担」が九・八%増加し、他収入が一八・八%増加したため、全体では二〇・〇%の増加となった。

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。A5判 112ページ 定価：525円(消費税込・送料別途)

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。A5判 128ページ 定価：525円(消費税込・送料別途)

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会